

地産地消・愛あるサポーター制度運営規程

(目的)

第1 愛媛県民による健全な食生活の実現と地産地消の活動の推進を目的に、地産地消・愛あるサポーター（以下「サポーター」という。）制度の運営に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 サポーターとは、県産農林水産物の生産者、消費者、流通業者、小売業者、食品産業関係者及び学校、保健医療施設、社会福祉施設、ホテル、旅館並びに飲食店等で食品を取り扱う個人又は団体であって、地産地消の活動の趣旨に賛同し、自ら次に掲げる活動を実践する者をいう。

- (1) 県内における県産農林水産物の安定供給
- (2) 県内における県産農林水産物の消費拡大
- (3) 県内における県産農林水産物を活用した加工品や料理の安定供給
- (4) その他地産地消の推進に有益な活動

(登録機関)

第3 サポーターの登録機関は、地方局産業経済部産業振興課（以下「地方局」という。）または愛媛県農林水産部管理局ブランド戦略課（以下「農林水産部」という。）とする。

(登録)

第4 サポーターとしての登録を希望する者は、次の各号に掲げる登録機関に地産地消・愛あるサポーター登録届出書（様式1）を提出するものとする。

- (1) 登録者の住所が県内の場合は、事務所の所在地を管轄する地方局（第4（2）に含める場合を除く）とする。
- (2) 登録者の事務所が複数ある場合は、本社もしくはそれに相当する事務所の所在地を管轄する地方局とする。
- (3) 登録者の住所は事務所が県外の場合は、農林水産部とする。

2 登録機関は、登録届出書を提出した者に対して、地産地消・愛あるサポーター登録認定通知書（様式2）及び認定シール（別記1）を交付するとともに、会報等により地産地消の推進に関する情報を提供するものとする。

3 登録機関は、愛媛県個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる

ものとする。

(登録抹消)

第5条 登録機関は、サポーターから辞退の申し出があったときは、その登録を抹消するものとする。

2 登録機関は、サポーターが本制度を利用して宗教的若しくは政治的な活動を行ったとき又は県民若しくは他のサポーターに対して迷惑を及ぼす行為等があったときは、その登録を抹消することができるものとする。

3 登録機関は、前2項により登録を抹消したときは、当該個人又は団体に対して、地産地消・愛あるサポーター登録抹消通知書(様式3)を通知するものとする。

(登録状況の報告)

第6条 地方局は登録の状況について毎月農林水産部に報告しなければならない。

2 農林水産部は、この規定の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、産業経済部に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(サポーターの役割)

第7条 サポーターは、それぞれの立場を活かして地産地消の活動を実践するとともに、県が行う地産地消に関する行事等に積極的に参加するものとする。

(県の役割)

第8条 県はサポーター相互の交流、情報交換及び地産地消活動が促進されるよう支援する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、サポーター制度の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この規程は、平成15年12月22日から施行する。

この規程は、平成17年5月24日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

様式 1 - 1 (個人用)

登録番号	
------	--

平成 年 月 日

地産地消・愛あるサポーター登録届出書

愛媛県 地方局産業経済部長 様

(または愛媛県農林水産部えひめブランド推進統括監)

申請者住所 〒

氏名

地産地消・愛あるサポーター制度運営規程第4条第1項に基づき、次のとおり地産地消・愛あるサポーターの登録届出書を提出します。

記

区 分	内 容	備 考
職業		
性別		
生年月日		
電話番号		
F A X 番号 1		
e-mail アドレス 1		
ホームページアドレス 1		
地産地消の活動内容		
愛媛県ホームページへの掲載 2	同意する ・ 同意しない (どちらかに をつけてください。)	

1 F A X、e-mail 及びホームページがある場合に記入してください。

2 愛媛県ホームページへの掲載に同意いただいた場合は、氏名、職業、電話番号、ホームページアドレス及び地産地消の活動を、地産地消・愛あるサポーターとして掲載することがあります。

3 個人情報は、地産地消・愛あるサポーター事業に関する情報をお知らせするために利用します。

様式 1 - 2 (企業・団体用)

登録番号

平成 年 月 日

地産地消・愛あるサポーター登録届出書

愛媛県 地方局産業経済部長 様
(または愛媛県農林水産部えひめブランド推進統括監)

申請者 主たる事務所の所在地 〒
名称及び代表者の氏名
(代表者名)

地産地消・愛あるサポーター制度運営規程第 4 条第 1 項に基づき、次のとおり地産地消・愛あるサポーターの登録届出書を提出します。記

区 分	内 容	備 考
業種		
活動拠点となる施設名		
電話番号		
F A X 番号		
担当者職氏名		
e-mail アドレス 1		
ホームページアドレス 1		
取扱う主要な県産農林水産物・加工品		
地産地消の活動内容		

- 1 e-mail 及びホームページがある場合に記入してください。
- 2 記載していただいた内容は、「地産地消・愛あるサポーター登録団体」として愛媛県ホームページに掲載します。
ただし、担当者職氏名については、本人の同意を得ずに公表されることはありません。
- 3 個人情報、地産地消・愛あるサポーター事業に関する情報をお知らせするために利用します。

様式 2

平成 年 月 日

地産地消・愛あるサポーター登録認定通知書

申請者住所

団体名・代表者氏名又は個人の氏名 様

愛媛県 地方局産業経済部長

(または愛媛県農林水産部えひめブランド推進統括監)

(公 印 省 略)

地産地消・愛あるサポーター制度運営規程第4条第2項に基づき、次のとおり地産地消・愛あるサポーターとして登録認定したので通知します。

記

登録番号

サポーターの区分

施設名(団体のみ)

様式3

平成 年 月 日

地産地消・愛あるサポーター登録抹消通知書

申請者住所

団体名・代表者氏名又は個人の氏名 様

愛媛県 地方局産業経済部長

(または愛媛県農林水産部えひめブランド推進統括監)

(公 印 省 略)

地産地消・愛あるサポーター制度運営規程第5条第3項に基づき、地産地消・愛あるサポーターの登録を抹消したので通知します。

記

登録を抹消した理由

別記1 認定シールの規格デザイン

